

群馬県版総合戦略に係る有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく群馬県版総合戦略（以下「戦略」という。）の策定・改訂及び戦略等の検証を行うことを目的として、群馬県版総合戦略に係る有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は次に掲げる事項について、専門的及び総合的な立場から意見を述べる。

- ①戦略の策定・改訂
- ②戦略における政策等の進捗状況
- ③地方創生に関する事業（交付金・税制）の実施状況

(設置期間)

第3条 有識者会議の設置期間は、令和11年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 有識者会議は、16名以内とし、次に掲げる分野における有識者で構成する。

- (1) 子ども・福祉
- (2) 健康
- (3) 林業
- (4) 農業
- (5) 商工業
- (6) 金融
- (7) 労働
- (8) 建設業
- (9) 教育
- (10) 交流・移住
- (11) 外国人共生
- (12) マスコミ
- (13) 土業
- (14) 市町村
- (15) デジタル

(座長)

第5条 有識者会議に座長を置き、構成員の互選により選任する。

- 2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、必要に応じて知事戦略部長が招集する。

2 有識者会議を欠席する構成員は、当該会議に付議する事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者に有識者会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、知事戦略部戦略企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、有識者会議に関し、必要な事項は知事戦略部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

この要綱は、令和5年2月21日から施行する。